

## 第 17 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 28 日（火）午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員 農業委員（5 人）

会長	3 番	内藤	仁
会長職務代理者	2 番	諸橋	清隆
委員	1 番	岡田	美由紀
	4 番	丸山	百合江
	5 番	中野	正啓

農地利用最適化推進委員（5 人）

田口	正明
加藤	和一
丸山	国夫
田口	貞夫
服部	隆

4 欠席委員  
なし

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による  
農地利用集積計画の決定について

第 4 議案第 3 号 出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局主任 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 17 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。  
議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、1 番 岡田委員、5 番 中野委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。  
○市町村農業委員会役員等研修会  
期 日：令和 7 年 1 月 21 日 (火)  
会 場：新潟ユニゾンプラザ (オンライン参加)  
出席者：内藤会長、諸橋会長代理、田口主任

議長 それでは、議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第 1 号について説明します。  
農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事務局 現地は譲受人自身が耕作中であり、他の筆と一体で畑が形成されていますが、当申請の許可が下り次第、転用地と農地とで区切り、農地では耕作を継続する意向です。物置場としてプレハブハウスを置くのみで、駐車場にするための現地施工は行わないとのこと。申請地は農用地区域外であり、第 2 種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。転用による隣接農地への影響もないと考えられることから、許可相当に認められると思われま

議長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

1 番 1 月 14 日 (火曜日) に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。なお、雪が積もっていたため、別途過去の写真や航空写真でも確認を行いました。申請地は、先ほどの事務局の説明のとおり農用地区域外の生産性の低い第 2 種農地の内の「その他の農地」と判断でき、転用による影響はないと思われま

議 長 ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号について許可します。

議 長 次の議案第2号について、〇〇委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案の該当する番号の審議終了まで退室を求めます。

—〇〇農業委員が退室される—

議 長 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、〇〇委員に関する番号を事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対による設定の申請が13件ございました。〇〇委員に関する2件を説明いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号の2件について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号の2件を許可します。

議 長           ここで〇〇農業委員の除せきを解きます。

—〇〇農業委員が入室される—

議 長           退席された委員に報告します。議案第 2 号の〇〇委員に関連する番号につきましては、許可されました。

議 長           それでは引き続き、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、他の番号の部分を事務局より説明願います。

事 務 局           議案第 2 号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対による設定の申請が 13 件ございました。先ほどご審議いただいた以外の 11 件を説明いたします。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

事 務 局           申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 3 項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議 長           ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長           ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 2 号の 11 件について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長           ご異議がないものと認め、議案第 2 号の 11 件について許可決定します。

議 長           続きまして、議案第 3 号 出雲崎町農業委員会の法令遵守申し合わせ決議について、事務局より説明願います。

事 務 局           議案第 3 号について説明します。こちらは綱紀粛正を徹底することを目的に、毎年最初の総会で決議いただいているものとなります。申し合わせ内容につきましては、議案書の最終頁をご覧ください。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、皆様でご唱和いただくことで承認としたいと思います。

【申し合わせ内容を全員で唱和】

議 長 議案第3号は原案のとおり承認といたします。皆様よろしく申し上げます。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年1月28日

議 長 ⑩

議事録署名委員  
1 番 ⑩

議事録署名委員  
5 番 ⑩